

令和元年（厚）第972号
令和2年（厚）第82号
令和2年（厚）第92号
令和2年（厚）第102号

令和3年3月31日

主文

- 1 令和元年（厚）第972号事件の再審査請求を棄却する。
- 2 令和2年（厚）第82号事件について、標準報酬月額を〇〇万円とする処分に対する再審査請求を棄却し、その余の部分は却下する。
- 3 令和2年（厚）第92号事件の再審査請求を却下する。
- 4 令和2年（厚）第102号事件の再審査請求を却下する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

- 1 令和元年（厚）第972号事件
再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月〇日付けでされた資格取得年月日を平成〇年〇月〇日として、A（以下「利害関係人」という。）が請求人の適用事業所（以下「本件事業所」という。）に使用される者として厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）上の被保険者資格（以下、「被保険者資格」という。）を有していることの確認をした処分、並びにこれに付帯する標準報酬月額を決定した処分及び被保険者資格の喪失を確認した処分の取消しを求めるといふことである。
- 2 令和2年（厚）第82号事件
請求人の再審査請求の趣旨は、令和〇年〇月〇日付けでされた①利害関係人が厚年法上の被保険者資格を平成〇年〇月〇日に取得したことを確認する処分、及び②利害関係人の平成〇年〇月〇日から厚年法上の標準報酬月額を〇〇万円と決定する処分（変更処分）の取消しを求めるといふことである。
- 3 令和2年（厚）第92号事件

請求人の再審査請求の趣旨は、令和〇年〇月〇日付けでされた利害関係人の平成〇年9月1日から厚年法上の標準報酬月額を〇〇万円と決定する処分の取消しを求めるといふことである。

4 令和2年（厚）第102号事件

請求人の再審査請求の趣旨は、令和〇年〇月〇日付けでされた利害関係人の厚年法上の被保険者資格を平成〇年〇月〇日に喪失したことを確認する処分の取消しを求めるといふことである。

第2 事案の概要

本件は、保険者が、利害関係人が本件事業所において厚年法上の被保険者資格を有するとした処分等をしたところ、請求人が同処分等を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対して再審査請求をした事案である。

頭書各事件の再審査請求に至る経緯は以下のとおりである。

- 1 利害関係人は、平成〇年〇月〇日（受付）、日本年金機構（以下「機構」という。）に対して、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、本件事業所において、健康保険法（以下「健保法」という。）及び厚年法上の被保険者資格を有していたことの確認の請求をした。
- 2 機構は、平成〇年〇月〇日付けで、利害関係人が本件事業所において被保険者資格を有する者であると認め、次の各処分をした。
 - (1) 利害関係人が健保法上の被保険者資格を、平成〇年〇月〇日に取得したことを確認する処分（以下「原処分①」という。）
 - (2) 利害関係人が厚年法上の被保険者資格を、平成〇年〇月〇日に取得したことを確認する処分（以下「原処分②」という。）
 - (3) 利害関係人の平成〇年〇月〇日からの健保法上の標準報酬月額を〇〇万円と決定する処分（以下「原処分③」という。）
 - (4) 利害関係人の平成〇年〇月〇日から

の厚年法上の標準報酬月額を〇〇万円と決定する処分（以下「原処分④」という。）

(5) 利害関係人の平成〇年〇月〇日からの健保法上の標準報酬月額を〇〇万円と決定する処分（以下「原処分⑤」という。）

(6) 利害関係人の平成〇年〇月〇日からの厚年法上の標準報酬月額を〇〇万円と決定する処分（以下「原処分⑥」という。）

(7) 利害関係人が健保法上の被保険者資格を、平成〇年〇月〇日に喪失したことを確認する処分（以下「原処分⑦」という。）

(8) 利害関係人が厚年法上の被保険者資格を、平成〇年〇月〇日に喪失したことを確認する処分（以下「原処分⑧」という。）

3 請求人は、上記各処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をした。

審査官は、令和〇年〇月〇日付けで、利害関係人が〇〇国民健康保険組合の組合員であることから、健康保険に係る原処分①、③、⑤、⑦及び利害関係人の平成〇年〇月〇日からの厚年法上の標準報酬月額に係る原処分④を取り消し、その余の審査請求を棄却する旨の決定をした。

4 機構は、上記決定に基づき、令和〇年〇月〇日付けで、利害関係人の平成〇年〇月〇日からの厚年法上の標準報酬月額を〇〇万円に変更する旨の処分（以下、「変更処分」という。）をした。

5 請求人は、原処分②、⑥、⑧及び変更処分等を不服として、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

1 厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の者は、適用除外される者

を除き、その使用されるに至った日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失することとなるが、この被保険者資格の取得及び喪失は、適用事業所の事業主の届出若しくは被保険者等の請求により、又は職権で、厚生労働大臣等がこれを確認することによって、その効力を生ずることとされている（厚年法第6条、第9条、第12条、第13条、第14条、第18条、第27条及び第31条）。そして、この確認等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されている（厚年法第100条の4第1項第3号、第7号及び第9号）。

2 健康保険の適用事業所に使用される者は被保険者になるが、国民健康保険組合の事業所に使用される者等は適用除外とされている（健保法第3条第1項第6号）。

3 被保険者の標準報酬月額の決定等について、被保険者資格を取得した者がいるときは、日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前1月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額を報酬月額として、標準報酬月額を決定することとされ、当該標準報酬月額は、被保険者資格を取得した月からその年の8月までの各月において用いられる（厚年法第22条）。

定時決定については、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日（厚生労働省令で定める短時間労働者にあつては、11日）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定することとされ、当該標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの各月において用いられる（厚年法第21条）。

4 本件において、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（以下「本件期間」という。）において、請求人と利害関係人を含む各〇〇事業者とは、民法上の組合関係にあるパートナーであって、利害関係人は本件事業所に使用される者ではない旨を主張しているのであるから、本件の主たる問題点は、請求人の当該主張を認めることができるかどうかである。

第2 当審査会の判断

1 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、前記「事実」欄第3に記載した事実のほか、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、〇〇業経営等を目的とする資本金〇〇〇〇万円の有限会社であり、利害関係人は〇〇師の免許を有している。

請求人が平成〇年〇月〇日付で利害関係人と締結した、〇〇業登録個人事業主契約書には、次のとおり定められている。

Aを甲とし、a社を乙として、甲・乙両当事者は、次のとおり、〇〇業登録個人事業主に関する契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

第1条 甲は、乙と本契約を締結し、専門職である〇〇師として、その培った技量・能力を十分に発揮し、乙と共同して行う〇〇業（以下「本〇〇業」という。）において創意工夫をこらせるよう〇〇業個人事業主（以下「スタッフ」という。）の登録をする。

第2条 乙は、前条の目的達成に資するよう甲を支援・助力し、甲が自発性・創造力を発揮できるように環境を調えるものとする。

第3条 甲は、本〇〇業を行うにつき、乙が〇〇事業委託をするb店主の下で、乙に登録する他のスタッフと相互に協調・互助を図るものとする。

第4条 甲は、乙の屋号であるa社（注：空欄）店（以下「本屋号」という。）の呼称で、本〇〇業を行う。

第5条 乙は、乙の提供する前記表示の店舗（以下「本店舗」という。）内において、甲が本〇〇業を行うことを認める。

第6条 甲は、本〇〇業を、乙の本屋号を以って、本店舗内において行うから、乙の信用保持に留意しなければならない。

第7条 甲は、本〇〇業に要する〇〇椅子、〇〇台、水道、電気、ガス等の諸設備、什器備品については、乙が本店舗内に備えているものを使用するものとする。

第8条 甲は、本〇〇業に要する〇〇、〇〇、〇〇、〇〇等の用具については、甲の所有物を使用するものとする。

第9条 乙は、甲の本〇〇業に要する〇〇、〇〇等の消耗品を提供するものとする。

第10条 甲及び乙は、その協議により、本〇〇業における〇〇、〇〇、〇〇等のサービス（役務）の種類、その価格等を定めるものとする。

第11条 甲及び乙は、本〇〇業における売上につき、甲にその53%が、乙にその47%がそれぞれ帰属するものとする。

第12条 甲及び乙は、その協議により、本店舗における本〇〇業の営業日、営業時間等を定めるものとする。

第13条 甲及び乙は、本〇〇業の促進のために、CM、雑誌広告、チラシ、サービスチケット等を共同企画・実施し、甲は乙との協議により定める右販売促進費の一部を負担するものとする。

第14条 甲又は乙の所有物につき、滅失、毀損等があった場合において、相手方に故意又は過失がない限りは、相手方はその責を負わないものとする。

第15条 甲又は乙は、次の1～4の各場合には、その行為者に対し、本契約を解除することができる。

- 1 相手方の信用を著しく毀損する行為をしたとき。
- 2 相手方に対して著しく損害を与えるような行為をしたとき。
- 3 支払不能に至ったとき。
- 4 その他本契約に違反し、相手方との信頼関係を破壊したとき。

第16条 甲又は乙は、相手方の書面による承諾なしに、本契約の名義を他に譲渡することができない。

第17条 甲は、本契約を締結し、〇〇国民健康保険組合への加入資格を取得する。

第18条 本契約期間は、本契約締結の日より満1ヵ年とする。ただし、期間満了1ヵ月前までに甲又は乙のいずれからも解約の意思表示がない場合は、更に満1ヵ年継続するものとする、甲又は乙は、本契約更新の際、相手方に対し、売上帰属年(第11条)並びに販売促進費負担分(第13条)の見直しを申し出ることができる。その後も、同様とする。

第19条 期間満了又は解約により本契約が終了したときは、甲は、速やかにその所有の動産を本店舗から除去するものとする。万一これを怠った場合は、乙は、本契約終了の翌日より1週間経過後、これらを任意に処分することができる。

第20条 甲は、本契約中は勿論、契約終了後も、a社・b店及びc店の店主または他のスタッフを引き抜く一切の行為をしない。

第21条 甲は、本契約が終了したときは、乙の本屋号を使用することができず、また、本店舗の半径1キロメートル内において、自ら又は他と共同して〇〇事業を営まず、あるいは、他に雇用され〇〇師として従事しないものとする。

第22条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項については、その協議により定めるものとする。なお、本契約書における本件事業所の住所は、

〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 (以下「本件事業所住所」という。)である。

- (2) 請求人が平成〇年〇月〇日付でB(以下「B」という。)と締結した〇〇事業委託契約書から必要な部分を摘記すると、次のとおりである。

Bを甲とし、a社を乙として、甲・乙は、次のとおり、〇〇事業委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

ア 乙は、甲に対し、乙保有のa社・d店(以下「本〇〇店」という。)における〇〇事業(以下「本〇〇事業」という。)を委託し、甲は、本〇〇事業を行うものとする。

イ (各業務)甲は、その名義で行う本〇〇事業の遂行において、次に定める業務を行う。

- ① 本〇〇店運営に関する月次予算書の作成及び本〇〇店運営に関する日報の作成
- ② 本〇〇店運営に関する現金管理業務
- ③ 本〇〇店に所属する〇〇師スタッフ等の雇用

ウ (売上帰属率)甲及び乙は、本〇〇店の〇〇事業における売上に付き、甲及び〇〇師スタッフ等にその53%が、乙にその47%がそれぞれ帰属するものとする。

エ (事業委託料)甲及び〇〇師スタッフ等に帰属する本〇〇事業における売上の53%は、乙から甲に対する事業委託料となる。

オ (〇〇師スタッフ等の給与)甲は、業務委託料から〇〇師スタッフ等の給与を支給する。

カ (営業日等)甲及び乙は、その協議により、本〇〇店における〇〇〇事業の営業日、営業時間等を定めるものとする。

- (3) 平成〇年〇月〇日付けの給与振込明細表によると、振込(取組)指定日は〇月〇日、振込依頼人名は〇〇〇〇

(注：a社d店を指すもの)、登録内容
は給与振込とされ、利害関係人に〇〇
万〇〇〇〇円を振込むように依頼され
ている。

- (4) Bは、平成〇年〇月〇日(受付)、〇
〇税務署に個人事業の開業届をし、地
方税法第321条の4に定める特別徴
収義務者に指定され、請求人の住民税
特別徴収事務担当とされている。

利害関係人に係る平成〇年分給与所
得の源泉徴収票によると、給与・賞与
の支払金額は〇〇〇〇万〇〇〇〇円、源
泉徴収税額は〇〇万〇〇〇〇円であ
る。同年の源泉徴収票は2通が存在
し、1通は、支払者が住所を〇〇市〇
〇町〇-〇-〇-〇とするa社Bであ
り、もう1通は同住所のBである。

- (5) 〇〇監督署の調査官が、本事業所
における利害関係人の労働者性につ
いて調査した結果として作成した、平成
〇年〇月〇日付けの調査結果復命書に
よると、利害関係人は本事業所にお
いて使用従属関係が認められるため、
労働基準法第9条に定める労働者であ
るとされている。

上記復命書には、①請求人は、利害
関係人の勤務するd店(以下「本件店
舗」という。)を含め47店舗を有し、
各店舗で稼働するスタッフの出退勤時
刻をシステム管理していること、②店
舗の1日の売上げの53%は、当日勤
務したスタッフに帰属し、その支払は、
レジ係に0.25%が支払われ、残額
を当日勤務したスタッフ数で頭割りし
た金額に対し、店長が行うランク付け
に応じ増減査定された金額が計上さ
れ、月払で支払われること、③事業場
に帰属する売上(47%)の範囲にお
いて、交通費、MG手当(月額2万円)、
記帳手当(前月の店舗売上順位に応じ
た日額)、紹介手当、主任チーフ手当
(5000円)が支払われること、④各
種表彰制度を設け、店舗又はスタッフ
個人に報奨金が支払われること、⑤事
業場は店長にランク連絡書の提出を義

務付けていること、⑥平成〇年〇月時
点において、本件店舗は店長を含め〇
人のスタッフで運営されていたこと等
が記載されている。

- (6) 利害関係人に係る平成〇年の営業・
売上情報によると、売上合計等は下記
のとおりである。

月	営業 日数	休業 日数	時間変更 回数	売上額	他	売上合計
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇
累計	〇	〇	〇	〇〇〇,〇〇〇	〇	〇〇〇,〇〇〇

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問
題点について検討し、判断する。

- (1) 厚生年金保険において、その被保険
者となるのは、厚年法上の適用事業所
に「使用される者」であるが、この「使
用される者」とは、事実上の使用関係
があることをいい、事実上の使用関係
があるか否かは、労務の提供の有無、
その対償としての報酬の支払の有無、
人事労務管理の有無等の実態に照らし
て、個別具体的に判断するのが相当で
ある。

- (2) 上記1の事実及び資料の記載によれ
ば、請求人と利害関係人との契約にお
いて、利害関係人は「〇〇業個人事業
主」の登録をされるとされているが、本
件店舗には利害関係人ら〇人のスタッ
フ(店長を除く。)がおり、請求人はス
タッフの勤務時間を管理しており、店
舗の売上はスタッフ毎に個別に計上さ
れるのではなく、店舗全体で一括計上
され、売上の53%について、店長に
よるランク評価と勤務時間に基づき各
スタッフに分配されるのであり、これ
に請求人に帰属する売上(47%)の
うちから支払われる交通費、各種手当
や報奨金加算され、月払で給与とし
て支払われていた。Bは、請求人との
間で「〇〇業委託契約書」を作成し、

税務署に個人事業の開業届をしており、利害関係人に係る給与所得の源泉徴収票上、給与支払者であり、本件店舗の売上全体の消費税を自己名義で納付していたが、利害関係人が契約書を作成していたのは請求人との間であり、Bとの間に契約関係があったとは認められない。これらの事情に照らせば、利害関係人は、使用者の指揮監督下において使用されていた者といえ、その使用者は請求人と認めるのが相当である。利害関係人が、〇〇国民健康保険組合の被保険者資格を取得していたことは、この認定を妨げるものではない。

- (3) 被保険者資格を取得時の標準報酬月額決定等について、日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前1月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額を報酬月額として、標準報酬月額を決定することとされているところ、利害関係人の平成〇年〇月の売上額は〇〇万〇〇〇〇円であるので、当該売上額すなわち給与額から利害関係人の標準報酬月額は〇〇万円となる。

次に、利害関係人に係る平成〇年〇月からの標準報酬月額の定時決定については、同年の4月から6月までに支給した報酬総額を月数で除して算出するとされているところ、利害関係人の報酬は、売上を月末に締めて翌月〇日に給与として支給しているため、同年3月から5月の給与額をもって算出することになる。給与額は、それぞれ〇〇万〇〇〇〇円、〇〇万〇〇〇〇円、〇〇万〇〇〇〇円、合計〇〇〇万〇〇〇〇円であり、各月とも算定基礎日数が17日以上であるので、当該合計額を3月で除して得た〇〇万〇〇〇〇円が報酬額となり、利害関係人の平成〇年9月からの標準報酬月額は〇〇万円となる。

- (4) 以上で検討したところからすれば、

利害関係人は、本件期間において請求人との間に常用的使用関係があると判断されるから、利害関係人は、本件期間中、本件事業所において被保険者資格を有しているものと認めるのが相当であり、原処分②、⑧に違法又は不当な点があるとは認められない。

また、標準報酬月額の算出についても、変更処分及び原処分⑥は正当であると認められる。

- 3 以上の次第で、原処分②、⑥、⑧は正当であり、令和元年(厚)第972号事件の再審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

なお、請求人は、令和〇年〇月〇日付けで原処分②、⑥、⑧は職権により取り消されている旨主張するが、保険者はこれを否定しており、上記各処分を職権で取り消すべき理由はないから、上記主張は認められない。

- 4 その他の各事件について判断する。

- (1) 令和2年(厚)第82号事件は、令和〇年〇月〇日付けでされた①利害関係人が厚年法上の被保険者資格を平成〇年〇月〇日に取得したことを確認する処分及び②利害関係人の平成〇年〇月〇日から厚年法上の標準報酬月額を〇〇万円と決定する処分(変更処分)を不服の対象とするものである。

②の変更処分は、原処分③についての審査官の取消決定の拘束力に従ったものであり、変更処分が正当であることは前記のとおりである。

したがって、変更処分についての再審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

上記①については、原処分②と同内容のものであり、変更処分を行うについて記載された事項にすぎないから、処分に当たらない。したがって、これに対する再審査請求は不合法として却下すべきである。

- (2) 令和2年(厚)第92号事件は、令和〇年〇月〇日付けでされた利害関係人の平成〇年9月1日から厚年法上の

標準報酬月額を〇〇万円と決定する処分を不服の対象とするものである。

しかし、当該標準報酬月額の決定は、原処分⑥として既に行われており、その後変更されたとはうかがわれず、請求人の主張する処分は、保険者が変更処分を行うについて事務処理上付随して行った通知にすぎないものと認められる。したがって、請求人が不服の対象とするものは、処分に当たらないから、これに対する再審査請求は不適法として却下すべきである。

- (3) 令和2年(厚)第102号事件は、令和〇年〇月〇日付けでされた利害関係人の厚年法上の被保険者資格を平成〇年〇月〇日に喪失したことを確認する処分を不服の対象とするものである。

しかし、同内容の確認処分は、既に原処分⑧として行われており、これがその後変更されたとはうかがわれず、請求人の主張する処分は、(2)と同じく保険者が変更処分を行うについて事務処理上付随して行った通知にすぎないものと認められる。したがって、請求人が不服の対象とするものは、処分に当たらないから、これに対する再審査請求は不適法として却下すべきである。

- (4) なお、請求人は、各再審査請求において、審査官の決定を不服の対象としているが、審査官の決定は再審査請求の対象とならないので判断を要しない。よって、主文のとおり裁決する。